

会津若松市上下水道局建設工事等電子入札実施要領

(平成 25 年 8 月 16 日決裁)

(令和 7 年 3 月 31 日決裁)

(令和 8 年 3 月 5 日決裁)

(令和 8 年 6 月 29 日決裁)

会津若松市上下水道事業管理者が会津若松市電子入札システムを使用して行う工事並びに測量及び設計業務委託の制限付一般競争入札の入札手続きは、会津若松市建設工事等電子入札実施要領（平成 25 年 8 月 16 日決裁）の例による。この場合において、同要領の次の表の第 1 欄に掲げる規定中同表の第 2 欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第 3 欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 1 条	市	会津若松市上下水道事業管理者（以下「上下水道事業管理者」という。）
第 7 条第 1 項	会津若松市建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成 16 年 4 月 1 日決裁）	会津若松市上下水道局建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成 21 年 6 月 18 日決裁）
第 8 条	市長	上下水道事業管理者
	会津若松市財務規則（平成 5 年会津若松市規則第 12 号）第 118 条	会津若松市上下水道事業契約規程（会津若松市水道部管理規程第 10 号）第 20 条
	同条第 9 号	同条第 8 号
第 12 条第 4 項	市	上下水道事業管理者
第 13 条第 2 項	市長	上下水道事業管理者
第 14 条第 1 項、第 4 項	市	上下水道事業管理者
第 15 条	会津若松市建設工事に係る共同企業体取扱要綱第 10 条	会津若松市上下水道局建設工事に係る共同企業体取扱要綱第 10 条
	市	上下水道事業管理者
	市長	上下水道事業管理者
第 16 条第 1 項	会津若松市建設工事総合評価方式実施要綱（平成 21 年 6 月 18 日決裁）	会津若松市上下水道局建設工事総合評価方式実施要綱（令和 7 年 3 月 31 日決裁）
第 19 条第 1 項	市	上下水道事業管理者
第 20 条	市	上下水道事業管理者
第 3 号様式（第 13 条関係）	会津若松市長	会津若松市上下水道事業管理者
第 4 号様式（条 13 条関係）	会津若松市長	会津若松市上下水道事業管理者

第 5 号様式（第 13 条関係）	会津若松市長	会津若松市上下水道事業管理者
----------------------	--------	----------------

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、決裁の日から施行する。

（経過措置）

- 2 会津若松市上下水道局電子入札実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に入札公告を行う工事及び工事関係委託に係る入札から適用し、同日前に入札公告を行った工事及び工事関係委託に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、決裁の日から施行する。

（経過措置）

- 2 会津若松市上下水道局電子入札実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に入札公告を行う工事及び工事関係委託に係る入札から適用し、同日前に入札公告を行った工事及び工事関係委託に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。